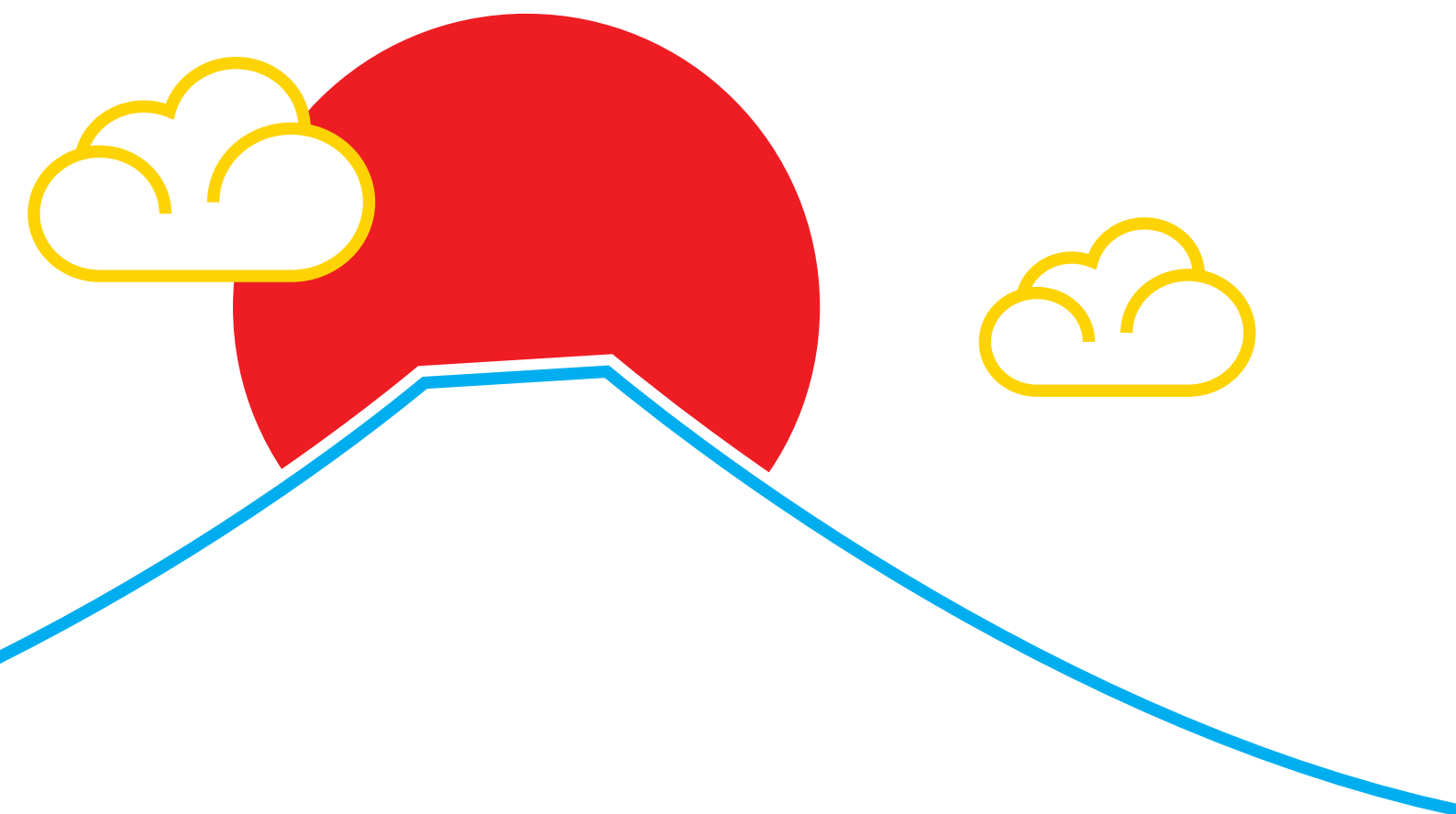


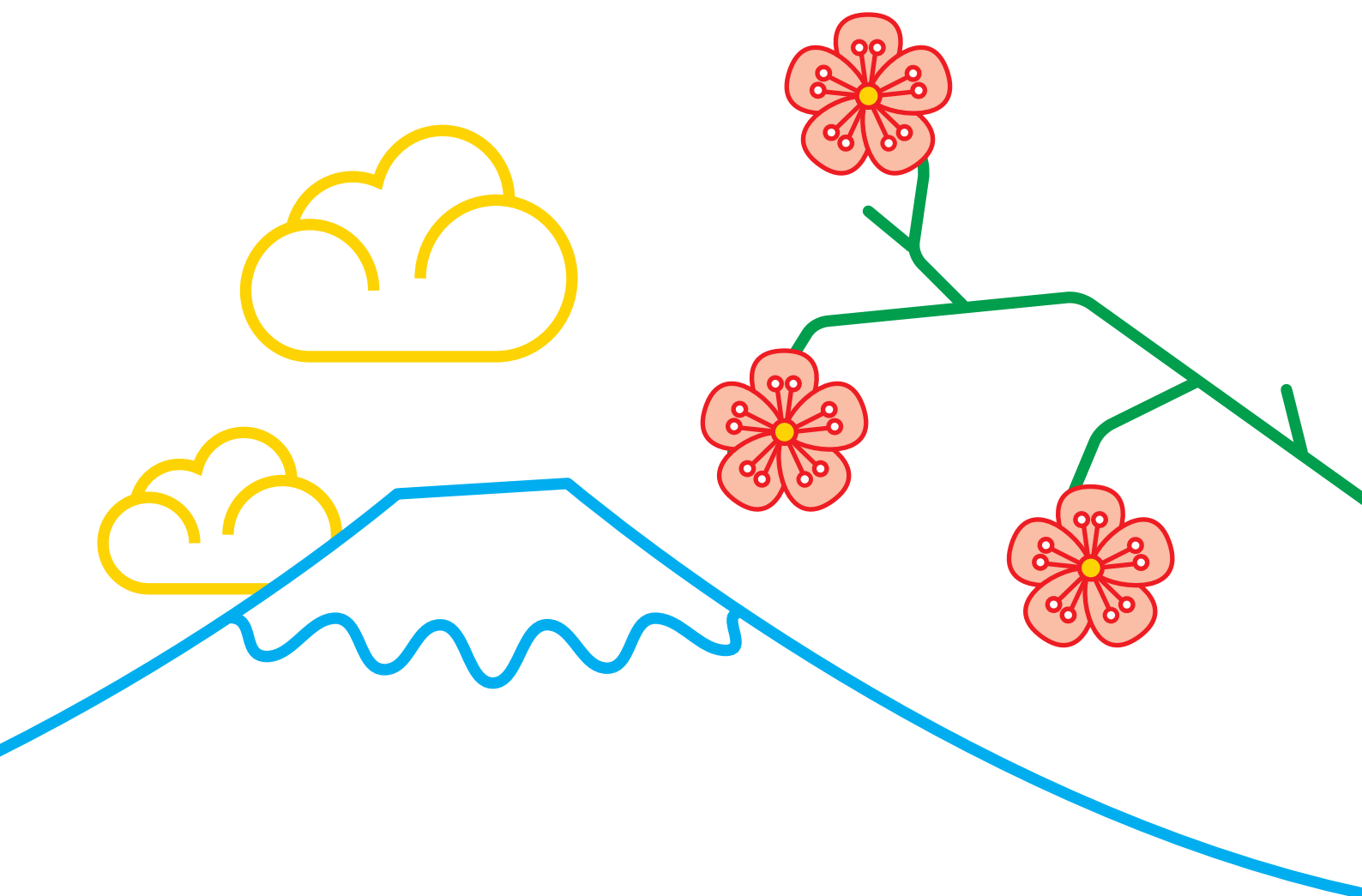
日本版 スチュワードシップ・コード

日本版スチュワードシップ・コードの原則に対するLGIMの対応



日本版 スチュワードシップ・コード

日本版スチュワードシップ・コードの原則に対するLGIMの対応



はじめに

Legal & General Investment Management (LGIM) は、投資家および企業にとって、信頼できる長期的な関係を形成し、異論の多い問題については建設的な対話を進めることが重要であると考えています。2017年の日本版スチュワードシップ・コードの改訂に伴い、LGIMはその対策を改めました。質の高い意思決定および正しい判断の根拠となる見解や期待に対する理解が深まることから、これは双方にとって有益なものとなります。LGIMはスチュワードシップ・コードを強く支持しているため、顧客の資産に説明責任を負い、また、グローバルな金融市場において常に高水準のコーポレート・ガバナンスの基準を掲げる義務があると感じています。

機関投資家であるLGIMには、顧客に対して、責任をもって議決権を行使する受託義務があります。議決権は株式保有者の基本的な権利を示すものであり、会社の所有者（株主）と株主の利益のために会社経営を指名された代理人（取締役）の間における運営の仕切りという観点から重要です。さらに、議決権は、投資家が経営陣の運営への支持または懸念を表明する際に活用できる不可欠なツールです。このメカニズムは、優れたコーポレート・ガバナンスを促進する有益な手段の1つです。

LGIMは、顧客の資産の統合性を保護し、株主にとって長期的な価値を高めることを意図したスチュワードシップ・コードの原則を支持し、これを徹底して順守します。

“

「スチュワードシップ責任」とは、企業およびその事業環境に関する深い知識に基づく建設的なエンゲージメントまたは目的を持った対話を通じて、投資先企業の企業価値を高め、持続的な成長を推進することにより、機関投資家とその顧客および受益者の中・長期的な投資成果を高める責任を指します。

”

日本版スチュワードシップ・コード、
FSA 2017年


原則 1



機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表するべきです。

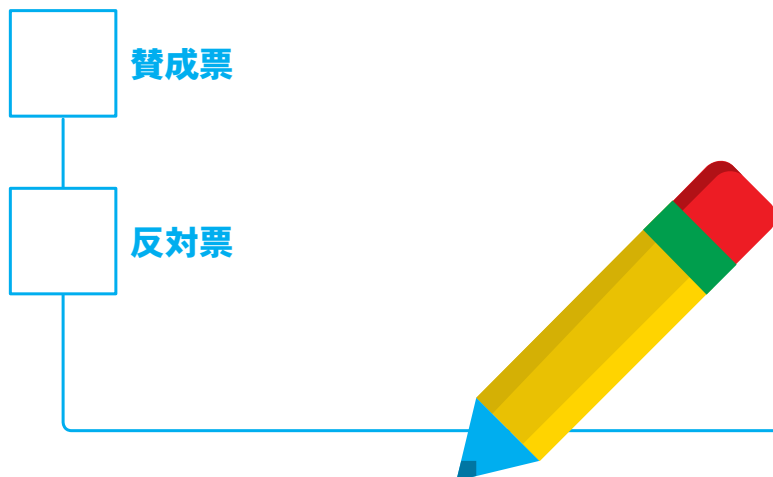
LGIMの「グローバル・コーポレート・ガバナンスおよび責任投資の原則」には、コーポレート・ガバナンスに関する投資先企業への期待について記載し、LGIMが議決権を行使する方法、エンゲージメント、監視活動の概要を示しています。この原則は世界中の企業に適用されますが、日本における当社の具体的なポリシーと合わせてお読みください。

すべての議決権に関するポリシーは公開されており、次のLGIMのウェブサイトでご覧いただけます。

 <http://www.lgim.com/uk/en/capabilities/corporate-governance>

これらのポリシーは、顧客がLGIMに運用を委託しており、日本株式を保有しているすべてのファンドに適用されます。顧客によっては、具体的な議決指示を出す場合があります。

投票の意志決定は、ガバナンス、業績、戦略などの様々なトピックに関して、企業の経営陣や市場リーダーとの対話や建設的なエンゲージメントを通じてLGIMが取得した世界中の投資先企業についての知識に基づいて行われます。



原則 2



機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきです。

LGIMのコーポレート・ガバナンス業務には、さまざまな利益相反が内在する可能性があります。コーポレート・ガバナンスチームは、経営陣の交代、融資または合併・買収（M&A）業務など、企業活動に関連して、数多くの「インサイダー情報」、あるいは株価に影響を及ぼす情報を受け取り、処理しています。

株価に影響しない情報はコーポレート・ガバナンスチームと運用チームの間で共有されますが、チャイニーズウォール（部署間情報規制）によってコーポレート・ガバナンスチームの独立性を確保しています。コーポレート・ガバナンスを担当する役員は、LGIMの最高経営責任者（CEO）の直属となります。コーポレート・ガバナンス委員会があり、5人の取締役（社外組織から登用された社外取締役2名を含む）で構成されています。委員会は定期的に招集され、社外取締役の1人が議長を務めます。この構造により、利益相反の可能性は適切に管理されます。

利益相反が生じる可能性がある分野とは？

- 当社の顧客の多くは年金制度の受託者で、LGIMが投資している企業と関連性がある
- Legal & General Group社は、コーポレート・ガバナンス、議決権問題、買収などについてLGIMの活動に影響を与えようとする場合がある
- 資産クラス（株式/債券など）により、アクティブ運用/インデックス運用ファンドの投資戦略には、とりわけ保有銘柄数や保有期間に大きな違いがある

- 同部門では、経営陣の交代、合併・買収（M&A）業務など、企業活動に関連して、数多くの「インサイダー情報」、あるいは株価に影響を及ぼす情報を受け取り、処理している
- LGIMは委任状による議決権行使を含め、顧客のために引き受けたすべてのサービスに関して、顧客の一人ひとりに注意義務を負い、誠実でなければならない。LGIMは自社の利益よりも顧客の利益を優先させ、顧客の最善の利益のために、委任状による投票を行わなければならない。

LGIMの慣行

- 利益相反を回避するため、適切な措置を取る
 - ・ チームは、潜在的または実際の利益相反を最小限に抑える構造になっております。チームはLGIMの最高経営責任者（CEO）直属となり、その活動は2人の社外取締役によって監視・サポートされます。この構造が安全措置として機能し、必要があれば、当社がいかなるトピックにもエンゲージメント活動を行い、すべての顧客のために最善の成果を着実に達成できるようにになっています。
 - ・ 2人の社外取締役を含むLGIMのコーポレート・ガバナンス委員会は、四半期ごとに招集され、LGIMの活動を監視します。
- 機密資料を適切に取り扱う
- 新規のフロントスタッフに利益相反について研修を実施する
- 疑念がある場合はLGIMの取締役、CEO、あるいはLGIM (H)の社外取締役に報告する
- LGIM (H)に報告した利益相反を登録する

- 合同運用ファンドに関しては、Legal & General Group社の株式を直接保有できないため、Swiss Reが当該株式を保有しています。これらの株式については、LGIMから独立して議決権を行使します。
- 信託やセパレートアカウントで直接保有する株式については、LGIMは顧客の意向に従い、議決権を行使するよう努めます。

大量保有

大口投資家としての立場から、LGIMは、投資銀行から接触を受け、情報が公開される前に、新株の公募などの価格に影響を及ぼす問題を協議します。これは「インサイダー情報」と呼ばれます。

企業、または投資銀行がLGIMをインサイダー（内部関係者）にしようとする時、まずコーポレート・ガバナンス担当役員または株式運用およびコーポレート・ガバナンスの責任者が通知を受けます。

ファンドマネージャーが電話を受けてしまった場合、株式運用部門責任者に電話を転送します。株式運用部門責任者が不在の場合は、コーポレート・ガバナンス担当の取締役/部長が電話に対応します。電話を受けた人がインサイダーになったことを発注管理システム (OMS) に記録します。

また、インサイダー情報の性質、公開予定日も記録します。次に、組織内でインサイダー情報を知る必要がある人を判断し、これもOMSに記録します。

LGIMが株式に関するインサイダー情報を保有しているという事実をOMSに入力すると、取引システムに状況を記録するコンプライアンス担当者宛てのEメールが生成されます。「インサイダー情報」の保有者として記録に含まれる個人または部門は、個人的に株式の取引を希望するスタッフのメンバーと同様、その銘柄の取引を制限されます。

公募の場合、LGIMの意見が求められて、公募が始まる前に会議を行うことがあります。この会議には通常、株式運用部門責任者がアクティブ株式運用チームのメンバーを伴って出席します。また、コーポレート・ガバナンス部門のメンバーも出席する場合があります。会議の後、株式運用部門責任者は、企業または投資銀行に、社内協議した状況について、LGIMの見解を伝えます。

当社が利益相反の可能性を管理する方法についての詳細は、当社ウェブサイトをご覧ください。状況が公開された後、その株式はOMSのインサイダーリストから削除されます。

LGIMの利益相反に関するポリシーの詳細については、以下をご参照ください。

 www.lgim.com/corporategovernance

原則 3

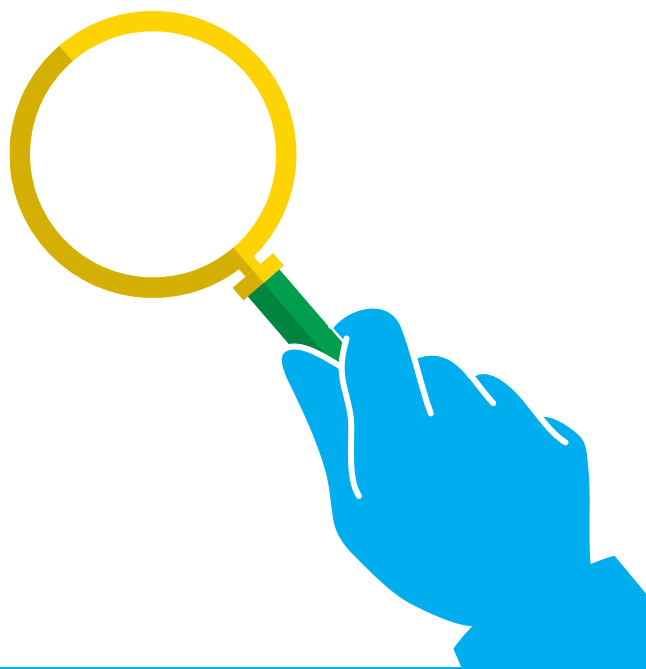


機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握するべきです。

LGIMは、投資先企業が着実に株主に最善の利益をもたらすよう行動し、顧客に長期的な価値を創造するよう、投資先企業を積極的に監視します。

コーポレート・ガバナンスチームが利用可能で、LGIMの監視プロセスの基本を形成する数多くのリソースがあります。その例として、企業の情報開示、社外コーポレート・ガバナンスのネットワーク、委任状による議決権を行使し懸念を表明するアドバイザー、他の株主との協働的なエンゲージメント、市場関連ニュース、内部の投資チームとのミーティングなどがあります。この後、経営陣との1対1の個別面談、他の投資家との協働、議決権行使の決定などの行動が考えられます。

エンゲージメントの後は、面談で協議された内容、また必要に応じて、望ましい結果を達成するために取るべき措置などを記録した明確な監査証跡が保存されます。



原則 4



機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきです。

LGIMのエンゲージメントの最終的な目的は、当社の顧客のために投資先企業の長期的な価値を高めることです。

エンゲージメントに対するアプローチは、建設的で有益となる自由な対話をし、投資先企業に関するLGIMの理解を深めることを目的としています。LGIMは企業の開示情報だけに依存するのではなく、独立した調査会社など、多様な情報源を活用して、企業活動を監視します。LGIMと投資先企業との見解の相違を解消するために建設的にエンゲージすることが、その企業の長期的かつ持続可能な成長につながっています。

ただし、LGIMはエンゲージメントのエスカレーションに基づいてポリシーを策定しています。建設的なエンゲージメントによって企業行動が改善しない場合、あるいは投資先企業がLGIMの懸念に対処しない場合、通常LGIMは問題をエスカレートさせます。エンゲージメントがエスカレートすると、LGIMは共通の目標を持つ他の投資家と提携して、市場パフォーマンスの改善といった協働的なエンゲージメントのイニシアティブが生まれることもあります。結果の伴わないエンゲージメントは企業に無視されることもあるため、エスカレーションは、エンゲージメントを効果的にするために不可欠です。



原則 5



機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つべきです。そして議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に寄与するよう策定するべきです。

LGIMの議決権に関するポリシーは、社内で策定され、コーポレート・ガバナンスの慣行に関する経済的、政治的、文化的な差異を反映した、各国別のポリシーがあります。LGIMは、日本における強力なコーポレート・ガバナンスへの動きは、日本の法規制体制の遵守から始まると認識しています。また、議決権行使に関するポリシーは投資先企業の持続可能な成長に貢献するというLGIMの大きな目標に沿ったものとし、漸進的であっても実行可能な体制を築きます。

LGIMが日本の上場企業について議案に反対票を投じる場合、通常、そのような決定をした理由を説明する書簡を後日その企業に送付します。表明した懸念については多くの場合、その企業とその後の面談で話し合います。こういった話し合いはこれまで有益なものとなっています。例えば、取締役会の独立性に関連し、取締役会により多くの社外役員を抱えることで恩恵を受けるため、多くの企業は完全に独立した取締役を自社の取締役会に迎えるよう積極的に探していると話してくれます。

LGIMは、年次報告書で、議決権行使の国別集計を開示し、さらに詳細を以下の公開ウェブサイトで発行体別に発表しています。

 <http://www.lgim.com/corporategovernance>

さらに、顧客は当社の議決権およびエンゲージメント活動に関するレポートを四半期ごとに受け取ります。

LGIMは、日本、英国、アメリカ合衆国、アジア太平洋、新興市場などの全主要市場で、一般のウェブサイトで議決権に関する記録を毎月後から公開しています。詳細は、www.lgim.com をご覧ください。これらの記録には、経営陣に反対票を投じる指示がある場合、各議案に対する投票の理由も詳細にわたって開示しています。

当社は四半期ごとに顧客に報告し、エンゲージメントおよび投票活動、世界の各地域における統計について詳述する正式な年次報告書を発行しています。

原則 6



機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客および受益者に対して定期的に報告を行うべきです。

LGIMIは、顧客の資産の運用および保護について、顧客に対して義務と説明責任があることを認識しています。LGIMIは、年次報告書、クライアントレポート、市場慣行に関する意見書を通じてコーポレート・ガバナンス活動を公開しています。これらのレポートは、適切なタイミングで発行され、LGIMIが年間を通じて行うスチュワードシップ活動を示しています。

LGIMIは年間を通じて受託者に教育セミナーを提供し、顧客が現在の問題への理解を深められるよう支援し、LGIMIがリスクを削減し、ベストプラクティスを推進するために行っていることを特に説明します。



原則 7



機関投資家は、投資先企業の持続的成長に積極的に寄与できるよう、投資先企業やその事業環境・事業能力に関する深い理解を持ち、企業と適切にエンゲージして、スチュワードシップ活動に伴う判断を正しく行えるようにするべきです。

LGIMIは、毎日の市場ニュース、メディア、外部のコーポレート・ガバナンスのネットワーク、委任状による投票のアドバイザー、他の株主との協働的なエンゲージメント、社内運用チームとのミーティングなど、いくつかの外部リソースを活用しています。

LGIMIは、投資先企業におけるコーポレート・ガバナンスの質の向上を後押しするために、特定のトピックについて、考え方が似ている他の運用会社との協働を検討しています。協働的なエンゲージメントの利点は、議決権が増えることにより、投資先企業に対する影響が大きくなることです。これにより、個々の力が強くなり、変化を求める投資家の影響力が拡大します。他の投資家とのエンゲージメントは、一企業に限って行われる場合もあれば、業界のコンサルティングに対応して行われるこ

ともあります。ただし、各投資機関はそれぞれの顧客の最善の利益のために意思決定権を維持しているという点で、コンソーシアムとは異なります。

LGIMIは、スチュワードシップおよび投票プロセスに関し、日本版スチュワードシップ・コードの特定の原則の遵守について内部監査の対象となっています。



お問い合わせ先

本書の内容の詳細についてのお問い合わせ、あるいは本書についてのご意見は、corporategovernance@lgim.com までご連絡ください。当社ウェブサイト www.lgim.com/corporategovernance でも、よくある質問 (FAQ) など、詳細情報が掲載されています。

重要な情報

本書に提示される情報(「情報」)は情報提供のみを目的としています。情報は「現状有姿」および「入手可能な限り」提供されており、受取人自身のリスクでご使用ください。いかなる状況においても、本情報を以下のように解釈しないでください。(i) 法的または投資アドバイス、(ii) 金融商品またはサービスへの投資の保証または推奨、あるいは(iii) あらゆる証券またはその他の金融商品の売却の申し込み、あるいは購入の申し込みの勧誘。

別途記載のない限り、全ての情報の情報源は、Legal & General Investment Management Ltdです。

LGIM、その社員、関連会社、グループ企業(総称して、「Legal & General」)は、情報に関連し、特にその完全性、正確性、適性または信頼性に関し、明示的または黙示的な表明または保証を一切行いません。

法律で許容される範囲で、いかなる方法でも情報に起因する、または情報に関連して、発生する費用、損失、法的責任または経費について、Legal & Generalは、本書の受取人に対し、一切責任を負いません。前述の一般性を制限することなく、法律で許容される範囲で、Legal & Generalは、契約または不法行為(過失を含む)あるいはその他であるかに関わらず、責任の理論によって生じた直接的、間接的、付随的、特別または結果的その他の損失に対して、当該損失の可能性をLegal & Generalに知らされていた場合であっても、責任を負いません。

LGIMは本書および本書に含まれる情報を更新する権利を留保します。受取人に対し、本書が最新版であること、本書の情報の完全性、正確性、最新性は一切保証しません。

本書で受取人に明示的に付与された権利を除き、全ての権利はLegal & Generalが留保します。

発行者: Legal & General Investment Management Ltd. イングランド登録番号02091894. 登記事務所 One Coleman Street, London, EC2R 5AA. 金融行為規制機構(FCA)による認可・規制を受けています。